

動き始めます

市民のみなさんに広く利用していただくために設置している「公の施設」のうち40施設で、来年の4月から指定管理者として、施設の管理を行っていただける団体などを募集します。

公の施設の管理に、みなさんの力を発揮していただくチャンスです。利用者サービスの向上および効率的な管理運営の提案をお寄せください。積極的な応募をお待ちしています。

複数施設をまとめて募集します

指定管理者制度は、市長が指定した「指定管理者」が、使用許可権限などを含めて、公の施設の管理を行うことができる制度です。これにより、従来、地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていた公の施設の管理受託団体が、民間団体にも広げられることになりました。

募集する施設

このたび、指定管理者の募集を行うのは、9月定例市議会で条例改正を行った施設で、現在管理を外郭団体に委託している35施設、直営管理から指定管理者による管理へ移行する3施設および新たに設置した2施設の、計40の施設です。

これらの施設は、効率的な管理とサービスの向上、経費の削減を図るため、同じ種類または類似した施設、隣接または近接施設でグループ化して、まとめて公募することとし、次ページの表のとおり11グループおよび単独14施設の25の募集単位に分けています。指定管理者には、グループ化した施設を、指定期間中、まとめて管理していただ

きます。

募集は10月3日から

募集期間は10月3日(月)から11月4日(金)までですが、施設ごとに募集要項の配布期間、申請の受付期間などのスケジュールを定めていますので、詳しくは次ページ表中のそれぞれの施設の担当課にお問い合わせください。

任意団体やNPO法人も応募できます

応募できるのは法人その他の団体で、法人格の有無は問いません。任意団体やNPO法人でも応募することができます。また、複数の団体が一つの組織を構成し、応募していただくことも可能です。

なお、申請者の資格として、団体や代表者が市税を滞納していないなどの、所定の禁止事項に該当しないことが必要です。詳しくは募集要項をご覧ください。

募集に必要な書類

募集要項および業務仕様書は次ページ表中の各施設の担当課に請求いただくか、ホームページ

ジをご覧ください(アドレスは21ページ)。応募様式もホームページからダウンロードできます。

指定管理者となることを希望される団体は、期限までに応募書類を直接担当課へ提出してください。直接持参できない場合は、担当課へ相談してください。

事前説明会

また、指定管理者に行っていないが、業務の内容についての説明会を、施設の見学会と併せて施設ごとを実施します。

説明会は施設によって異なりますが、公募開始からおおむね1週間後を予定しています。応募を予定されている団体は必ず出席してください。

今後も募集を行います

施設の状況により、現在管理委託している団体に、引き続き管理していただくことが適当と認められる施設については、公募を行わず、その団体を管理者とすることとしています。

なお、今後の議会で、条例改正を予定している施設もあり、順次、同様の募集を行っていく予定です。